

会

議

午前10時 0分開会

議長（森 温繁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成 19年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より26日までの20日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、18番 佐々木嘉昭君と1番 沢登英信君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

2月15日、広域行政圏市議会協議会第38回総会が東京都で開催され、私が出席いたしました。

この総会では、平成 17年度決算及び平成 19年度運動方針（案）並びに平成 19年度予算

(案)が審議され、原案のとおり承認されました。

次に、2月18日、横須賀市 市政施行 100周年記念式典が挙行され、私が出席いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

2月19日、青森県十和田市議会議員7名が観光行政について視察されました。

次に、市長より車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分事件の報告がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、監査委員より、平成18年12月分の出納検査結果報告書1件及び定期監査結果報告書4件並びに平成18年度財政援助団体に係る監査結果報告書1件の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

また、昨日までに受理いたしました陳情書2件の写しも配付してありますので、ご覧ください。

次に、本定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長(土屋範夫君) 朗読いたします。

下総庶第35号。平成19年3月7日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市市長、石井直樹。

平成19年3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成19年3月7日招集の平成19年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議第6号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第7号 下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する 条例を廃止する条例の制定について、議第8号 平成18年度下田市一般会計補正予算(6号)、議第9号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)、議第10号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第11号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議第12号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議第13号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)、議第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、議第15号 南豆

衛生プラント組合規約の一部を変更する規約について、議第 16号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約について、議第 17号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約について、議第 18号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約について、議第 19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約について、議第 20号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約について、議第 21号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約について、議第 22号 下田市副市長の定数を定める条例の制定について、議第 23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第 24号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定について、議第 25号 下田市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 26号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第 27号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 28号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第 29号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 30号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 31号 下田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について、議第 32号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議第 33号 平成 19年度下田市一般会計予算、議第 34号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第 35号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第 36号 平成 19年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第 37号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第 38号 平成 19年度下田市老人保健特別会計予算、議第 39号 平成 19年度下田市介護保険特別会計予算、議第 40号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第 41号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計予算、議第 42号 平成 19年度下田市水道事業会計予算。

下総庶第 36号。平成 19年 3月 7日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成 19年 3月、下田市議会定例会説明員について、平成 19年 3月 7日招集の平成 19年 3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、助役 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 出野正徳、市民課長 山崎智幸、税務課長 村嶋 基、出納室長 森 廣幸、監査委員事務局長 木村弓一郎、建設課長 宮本邦夫、下水道課長 長友重一、水道課長 磯崎

正敏、観光交流課長 藤井恵司、産業振興課長 土屋孝一、健康増進課長 河井文博、福祉事務所長 糸賀秀穂、環境対策課長 鈴木布喜美、教育委員会学校教育課長 金崎洋一、教育委員会生涯学習課長 土屋和夫、監査委員 土屋國芳（3月12日の一般質問について）

下産振第45号。平成19年2月20日。

下田市議会議長、森 温繁様。下田市長 石井直樹。

下田市農業委員会委員の推薦について。

下田市農業委員会委員の任期が平成19年2月28日をもって満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦を次のとおりお願いいたします。

記。1、任期 平成19年3月1日より3年間。

18静後広事第12号。平成19年2月16日。

各市議会議長様。静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長、静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長 岡田貞夫。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の候補者について（通知）。

平成19年2月6日付静岡県後期高齢者医療広域連合告示第5号に基づく静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について別紙1及び別紙2のとおり候補者の届け出がありましたので通知いたします。

つきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項第3号の広域連合議員について、貴議会において選挙を実施してください。また、選挙結果を別添の選挙結果報告書により、選挙長あて、速やかに報告して下さるようお願いいたします。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 以上で諸般の報告を終わります。

下田市農業委員会委員の推薦について

議長（森 温繁君） 次は、日程により、下田市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、市長から推薦を求められております。

お諮りいたします。

農業委員の推薦については、選考委員により選考したいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、選考委員により選考することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま決定いたしました選考委員会委員の数及び選出について議長に一任願いたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

それでは、選考委員は議長において指名いたします。

選考委員に次の方々を指名いたします。

1番、沢登英信君、2番、土屋 忍君、3番、伊藤英雄君、4番、土屋雄二君、8番、増
田 清君、13番、大黒孝行君、15番、土屋誠司君、以上7名の方々にお願いいたします。

ただいま指名いたしました選考委員の方々は、明後日9日の本会議開会までに選考をお願
いいたします。

諮第1号～諮第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、諮第1号、諮第2号、諮第3号の人権擁護委員の
候補者の推薦につき意見を求めることについての3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、諮第1号から諮第3号までの3件につきまして一括してご
説明をさせていただきます。

本件につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めるものでござ
います。人権擁護委員法第6条第1項には、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっ
ております。また、第6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員
の選挙権を有する住民で、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解
のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦するとな
っております。委員は5人おりまして、任期は3年でございます。

最初に、諮第1号でございますが、推薦いたしたい方は、下田市西本郷二丁目 23番 21号、

朝比奈博光さんでございます。年齢は、昭和 13年 9月 20日生まれの 68歳で再任でございます。

朝比奈さんは、昭和 32年 3月、静岡県立下田北高等学校を卒業され、昭和 32年 7月、静岡県に奉職をされ、平成 10年 9月、静岡県を退職されました。退職後、平成 12年 3月、下田市社会福祉協議会理事、平成 13年 6月、社会福祉法人保育会理事、平成 15年 6月、社会福祉法人保育会理事長に就任をされまして、平成 16年 10月、人権擁護委員に委嘱され、現在 1期務められております。

次に、諮第 2号でございますが、推薦いたしたい方は、下田市白浜 223番地、藤井 忠さんでございます。年齢は、昭和 14年 6月 13日生まれの 6歳で再任でございます。藤井さんは、昭和 37年 3月、静岡大学教育学部を卒業され、昭和 37年 4月、静岡県賀茂郡下田町立稲穂中学校に奉職をされました。以後、下田賀茂地区内の中学校を歴任され、平成 12年 3月、稲生沢中学校校長を最後に退職され、同年 4月、静岡県教職員互助組合賀茂支部に勤務し、平成 15年 3月に同支部を退職されました。退職後、平成 16年 10月、人権擁護委員に委嘱をされ、現在 1期在任中でございます。また、平成 18年 12月には下田市教育委員に就任をされております。

次に、諮第 3号でございますが、推薦をいたしたい方は、下田市吉佐美 176番地、進士照枝さんでございます。年齢は、昭和 26年 10月 11日生まれの 55歳、楠山委員の任期満了に伴う後任として推薦をお願いするものでございます。

進士さんは、昭和 45年 3月、静岡県立下田南高等学校を卒業されました。昭和 46年 3月、株式会社伊豆急サービスに勤務され、昭和 61年 5月、退職をされました。平成 16年 4月より、平成 18年 3月まで下田市保健委員協議会委員を務められました。

3人の方々は、人権擁護委員としては適任でありますので、ご推薦するものでございます。ぜひともご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

まず、諮第 1号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第2号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第3号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第6号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第6号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務があるもの、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市町村長が選任するというものでございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例によりまして旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3区に分けて、それぞれの地区より1名ずつ、計3名の方に委員としてお願いをしているところでございます。

そのうち、現在、稲生沢地区より選任されております笹本均委員がこの3月26日で任期満了となりますので、再任をお願いするというものでございます。

今回、再任の同意をお願いしたい笹本さんは、昭和16年7月26日生まれの65歳で、住所は下田市西本郷一丁目2番7号でございます。

笹本さんは、もと市役所の職員でございまして、平成1年4月より平成13年3月までの間、税務課長を歴任され、固定資産の評価につきましても数多くの経験を積んでいる方でございます。平成14年3月、教育委員会事務局長を最後に退職をされ、その後、西本郷区長、下田振興公社理事などを歴任され、平成16年3月、下田市固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在に至っているものでございます。

以上によりまして、固定資産評価審査委員会委員の委員といたしまして適任者でございますので、ぜひとも皆様のご同意をいただきますようよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第6号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第7号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第7号 下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

観光交流課長（藤井恵司君） それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議第7号 下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてをご説明いたします。

下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、蓮台寺パークを廃止するためでございます。

次、6ページに本文がございますけれども、下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例は廃止するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

少し経過を説明させていただきますと、この市営蓮台寺パークは市民の体力の向上及び観光の発展を図るため昭和42年に建設され、今日まで運営してまいりました。この条例廃止に至る経過は、平成17年2月4日付で静岡県教育長より下市長あての下田地区新構想高等学校整備に伴う用地取得についてという依頼文で始まりました。

内容は、現在の運動場を拡張し、教育環境の向上を図りたい。については、隣接している市営蓮台寺パークの敷地を学校用地として利用したいのでご理解とご協力を願いたい。また、用地取得については地権者との調整にご協力願いたいというものでございました。

市は、地区説明会、それから県との合同説明会、県と市の打ち合わせを重ねた結果、新高校整備に協力するという立場で蓮台寺パークの施設を売却及び補償という形で譲り渡すことにいたしました。

新高校では、施設のうち50メートルプール及び附属棟は整備して活用し、残りの施設は解

体し弓道場を建設すると聞いております。

なお、蓮台寺地区の旅館を中心に 50メートルプールを利用する夏季の合宿につきましては、今後も学校開放の範囲で利用できるよう交渉してまいりました。

また、地権者との交渉につきましては、市も調整に協力し、すべての地権者より同意をいただいております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。
議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」「10番」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） なしという言葉が出ましたが、質問させていただきます。

まず、課長さんの説明の中に、蓮台寺パークの建設が昭和42年、これは42年度で42年ではないと思います。年度ということですから、ちょっとこの点は正確を期すためにまず課長さんの答弁をお願いしたいと思います。

次に、建設以来、蓮台寺パークはご承知のように約40年近く地域住民、並びに地域の児童・生徒等に利用されてきたわけでございます。とりわけ、海のない稲生沢地区や稲梓地区、その他下田周辺の小・中学校あるいは幼稚園、保育園の児童・生徒に親しまれてきた施設であります。

この点につきまして、平成17年に下田市議会は課長が説明されたような県からの総合高校の建設ということと関連しまして、そういうお話があるということが報告された中で、議会としては全員の決議をもって住民意思を代表しましてパークの処分についての慎重な対応を求めているものでございます。したがいまして、まずこのパークの廃止に当たっての平成17年の議会決議について、市長以下どのような取り扱いをしたのか、第2点目でございます。

3点目に、蓮台寺パークは40年近くたっているわけでございますが、この間の改修あるいは修理等に要した総費用はどの程度になっているのか、この点をお伺いします。予算と関連しますから、お金のこと等については次の補正予算のときに質問させていただきますが、以上の点についてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） ご指摘のとおり、42年度建設でございます。43年度よりオープンしております。オープンは43年度からでございます。

議会の決議の件でございますけれども、一度は議会の決議ということで残そうというのがございましたけれども、県の方とも調整しまして、議会とも調整させていただきまして、結果的には廃止ということで売り渡すということになりました。

総費用ということですが、一番大きな部分は、最近では大きな改修を平成8年度にしております、このときに大きな起債をしております、まだ現状残っている状態でございます。
議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） たしか平成17年度に議会は蓮台寺パークの存続についての議決というか決議をしているわけでございます。これにつきまして、この廃止条例を出すという以上は、議会の決議というものの重みというものを市当局はどうお考えになっているのか。この点がやはり今回の、議会は存続の決議をしている、今回廃止の議案を出す、議会はどうか対応するかといえば否決せざるを得ない対応になると思うんです。17年度に存続の議決をして、今度はまた18年度の年度末に廃止の条例案が出る。まさに議会の権威、議会の決議の重さ、こういうものが問われるものであるわけです。この点のことにつきましてはそごが生ずることは明らかです。

そうした場合、執行当局から常に議会の議決についての協議、その他というものが行われなければならない、これが議会制民主主義のルールであるわけです。議会の決議を無視して執行機関がどんどん行う、こういう行政執行というものは極めて非民主的であり、問題がある行政執行の実例であるわけです。したがって、私はこの条例を議会が廃止だということになれば、議会は何をやっているんだと、議会の決議は何なのかと、こういうものが問われる議案になるわけです。

そこでお伺いしますが、議会との協議は行われたというふうに課長さんはおっしゃいましたが、私はちょっといつ協議が行われて、どういうふうなことが行われたか記憶にないんですが、その協議はどのような形で行われたのかお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 議会との協議というような言い方をして申しわけありません。議会、本当の正式な協議ではございません。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井 恵司君） そのとおりでございます。それは訂正させていただきます。議会と正式に協議したわけではございません。

こういう議決も、ここに決議の経過もでございますけれども、一度はこういう決議を議会の

方からされたということは知っております。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前11時 2分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 長時間時間をかけたことをおわび申し上げたいと思います。

小林議員の方の蓮台寺パークに関する決議というご質問でございまして、当時、平成17年12月16日に蓮台寺パークに関する決議として2つほど述べられております。1つは、今後の交渉の結果、やむなく市営蓮台寺パークを新設統合高校に譲渡せざるを得ない場合、少なくとも子供プール機能を有する代替施設の建設を求めるべきである。2つ目として、蓮台寺の観光振興のためにも統合高校のプールの利用を従前どおり確保するよう努力すべきである。この2つを決議としていただいております。

その間、県の方ともいろいろ協議した中でございますけれども、18年5月10日に議長と一緒に高校の同窓会関係の方、あるいは校長先生のOB、それから地元の区長さん等と県の教育委員会の方に相談に行った中で、県の方からは県の方で代替施設の建設を求めるべきであるということにつきましては到底できないと。これを実行するために議会決議のために今後話し合いということになればこの計画は断念せざるを得ないという申し入れがありました。

2つ目の統合高校のプールの利用を従前どおりという問題につきましては、ご報告してあるとおり、学校の施設を開放して地元の方々が使えるようには協力すると、こういうご返事をいただいております。

翌6月の議会の中で、土屋雄二議員の方からもこの関係でご質問がありました。その中で、助役の方から、先ほどの県に譲る場合、県に建設を求めるべきであるということに対して、県はそれを認められませんという経過があったことはご報告をさせていただいております。

それから、翌日の議会の中でも、大川議員の方から、財源の中で2,000万円というものにある中でのお話のような質問もありました。これにつきまして、私の方から2,000万円というのが全体的に市民のための財源として使わなければならないという性格のものになってく

るかもしれませんが、その辺はまた果たしてそれをやったからそこに全部お金を投入しようという形がいいものかどうか、これも多くの市民の方々のご意見も出てくるのではなからうかと思しますので、大川議員の強い提言でございますが、検討させていただきたい、このように答弁をさせていただきました。

その後の経過の中で、やはりこの 県の方に沿って土地の譲渡もできるようになりまして、現在、返す お金以外の 2,200万円弱は財政調整基金の方へ入れて、また使い方を 検討していること、これが今の私どもの考え方でございますので、議会で示されました決議の方向につきましては、それを尊重して行動をとらせていただいたという経過がございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 市長、とんだ勘違いを されているようでございます。議会の審議は、市長、お互いに事実に基づいて行わなければならない。質疑も当然であるわけです。

そこで、私が質問というかこの点を問題視しているのは、議会の決議が平成 17年 12月に行われている。議会の議決の決議の前提になっているのが、その年の 6月に蓮台寺地区関係住民から議会に対して、蓮台寺パークの存続の陳情書が出されるという、こういう前提があるわけです。

そういった中で、平成 17年 12月に議会は全員一致をもって蓮台寺パークの存続ということの、まずこの点の決議をしているわけです。しかし、行政執行上やむを得ない場合にはこうだという、これであるわけなんです。この点があるわけです。

したがって、議長、市長のこの取り扱い方がまず、この点についてのまず 1 つ今の答弁でも全く自分の都合のいいことを言っているわけです。

もう2つ目、議長も陳情に行っていると。聞くところによると、自民党と公明 党の人たちを連れていっていると。議会の与党だけでもって事を進めれば、議会決議等に関する議会の合意あるいは同意というものは必要としないと、この思い上がった行政執行があると思います。

そこで、私は議会決議の重みを問題にしているのであって、議会決議に反するような行政執行せざるを得ない場合も当然あるわけです。しかし、その時々の場合の対応の仕方を与党だけに協議して、その他の人たちにはやらない。通常、この 手の場合には、市長、このような議決をいただいているけれども、係 る事情はこうであると。一般質問で答弁したとか、大川さんが質問したとか、こんなものじゃないんですよ。

市長として、全議会に報告し、きちんとこの点についての了解や理解を得るといふ、そう

いうこの姿勢、行政執行の姿勢、これの欠如がこのよう な事態を招いているんです。議会の信用、議会からの審議、質疑を いじめとして考えているような実態があるわけです。議会の審議は何たるかと、議決は何たるかという、この重みに対するとらえ方の違いを言っているわけです。

あえて言わせてもらえば、このような議決があるけれども、しかし現実的な事態はこうであると、よってこうするという、こういうことを書いているわけです。一部の人たちだけにこんなことを言って、それで事足りるという、この行政執行こそ批判されてしかるべきなんですよ。私が問題にしているのはその点なんです。

そこで、やはりこの点については、市長、執行当局はきちんとした議会決議に違反して行動しているということに対して責任や陳謝という、こういう問題がない限り、この問題は、事態は一步も解決しないと思います。単なる、土屋雄二議員の一般質問にこう言ったとか、大川さんの質問にこう言ったと、こういうことで事が 済む問題ではないと思います。

議長だってそうだと思います。議会決議に議長の名前を出されて、議長も同意しているからいいんだと、こういうふうにもとれるわけなんです、これは違うんじゃないのか と。

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君） 何ですか。産廃のときはちゃんとやっていますよ。

ですから、そういうことを議会の審議、決議というものに対する重み、あるいはそれをどうとらえているかという執行姿勢に対する問題提起なんです。ですから、弁解ではなくてきちんとした私はそれに対する見解、市長としての考え、議会決議に対する見解、これを問うているわけです。

私は、その他お金のことについては、先ほどから言っておりますが、補正予算のときには質問させていただきますが、今回条例のあれという点でしているわけですから、その点はそうしない限り、今ここで 18人の議員が出席しておりますが、恐らくこのままの状態ですって手は挙げるのにみんな困るのではないかと思うんですよ。

この点、きちんと市長、議長、あんなの名前も出ていますから、間違いのないように取り計らってくださいよ。事実の経過。

〔発言する者あり〕

10番（小林弘次君） 市長もそうだよ、これは陳謝や責任問題も含めてしない限り、こんなものは出せませんよ、こんな程度で。いいと言う ならいいですよ。みんな与党派だけで、公明党、自民党で手を挙げて押し通すというなら、それはそれでもいいですよ。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 議会の決議の重さというものの対応について、小林議員の方からご指摘であろうというふうに思います。

附帯事項の2つの問題につきましては、しっかりと県の方に議会の決議があるということでお話し合いはさせていただきました。しかしながら、決議が出た以上、何らかの形でその方向性をしっかりまた議会の方に返すべきであったというご指摘でございます。その辺が怠ったのかなということについては素直におわびを申し上げたいというふうに思います。

しかしながら、議会の決議がすべて相手に通るということではない。あくまで議会は決議であるというふうに認識を持っておりますので、話し合いの中で最良の道を求めるべきであるのが、私は担当者の責務であるという中で努力はさせていただいたことは事実であります。

その経過については、今ほど言ったような議会の答弁の中で述べておるということでしたが、しかるべき決議に対する当局の姿勢というのを別の機会で述べるべきであったということについてのご指摘は大変反省をさせていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） まず重ねて申し上げたいと思いますが、こういうことを今のお話、議長にちょっとお伺いしますが、6月に議長とその他の議員の皆さんも一緒に行っているんですか、この点だけちょっと教えてください。

議長（森 温繁君） 先ほど市長が言われたとおり、5月10日です、行ったのは。私と市長と、それからPTA関係者、それから地元の区長さん、それから豆陽会というんですか、校長さんのOB、安藤さん、そのメンバーで5人だったと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は建設経済常任委員会に付託いたします。

議第8号～議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第8号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第9号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議案第10号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第11号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第12号 平成18年度下田市下水道事

業特別会計補正予算（第4号）、議第13号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第8号から議第12号までの各補正予算につきまして、私の方から一括してご説明をいたしますので、お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第8号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正の主なものは、調定や収納率の変動に伴う市税の補正、後期高齢者医療制度創設による委託業務関係、蓮台寺パーク施設売却関連、各種事業の精算に伴う事業費の増減、及び退職手当債の追加借り入れに伴う補正でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,455万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明をさせていただきます。

第2条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の既定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、6ページの第2表繰越明許費に記載のとおり、2款総務費9項情報政策費におきまして、事業名電算処理総務事業のうち後期高齢者医療システム開発業務委託2,400万円を年度内に完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に、第3条債務負担行為の補正でございますが、7ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正（変更）は事務機器等リース料で、行政管理総務事務のプリンターのリース料の確定に伴う変更で、期間は変わらず、限度額において事業予定額を27万9,000円減額の583万8,000円の範囲内とし、平成18年度予算計上額を4,000円減額の77万9,000円とするとともに、平成19年度以降支払う金額を27万5,000円減額の505万9,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただいて、第4条地方債の補正であります。内容は8ページをお開きください。

第3表地方債補正(変更)は10件であり、8ページの市営造林事業以下8件はそれぞれ事業費が確定したことによる限度額の増減で、9ページの退職手当債は発行許可予定額が確定したことによる3,000万円の増額であり、起債の方法、利率 償還の方法はそれぞれ変更ありません。奥条川河川改良事業は、平成18年度からの起債区分の変更により発行が不可能となったことによる変更でございます。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、お手数ですが、浅黄色の補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、9款1項1目自動車取得税交付金は800万円の減額補正で、交付額の減額見込みによるもの、2款4項2目電算処理受託料は70万7,000円の減額で、南伊豆町の受託料の確定に伴うもの、2款5項4目雑入は17万5,000円の追加で、市町村振興協会市町村交付金が確定したことによるもの、2款1項2目林業債の170万円の減額から、2款1項9目退職手当債3,000万円の追加までは、先ほど起債の変更で申し上げたそれぞれの事業等の確定による増減でございます。

続いて、総務課関係では、1款1項1目施設使用料は1万8,000円の減額で、庁舎内設置の自動販売機の機器更新に伴い算定基準の変更によるもの、1款1項1目市有地貸付収入は310万4,000円の追加で、従来から滞納となっていたホテルの経営者の更改により、滞納市有地貸付料の過年度約2カ年分及び現年度月割4カ月分が精算できることとなったためでございます。

2款5項4目保険金受入金は34万7,000円の追加で、上河内団地等建物3件、車両2件に係る保険金であります。

続いて、税務課関係では、1款1項1目市民税・個人・現年課税分は所得割の調定額の増等により400万円の増、4ページをお開きください。

1款1項2目市民税・法人・現年課税分は400万円の追加で、法人税割の調定額の増等によるもの、1款2項1目固定資産税・現年課税分は400万円の減額で、調定額、収納率の影響によるもの、同2節滞納繰越分は2,200万円の追加で、滞納処分によるもの、1款3項1目軽自動車税・現年課税分は50万円の減額、1款4項1目市たばこ税・現年課税分は600万円の減額で、それぞれ調定額の減によるものであります。

1款6項1目入湯税・現年課税分は300万円の追加で調定額の伸びによるもの、同2節滞納繰越分は300万円の追加で滞納処分によるもの、1款7項1目都市計画税・現年課税分50万円の減額は収納率の影響によるもの、同2節滞納繰越分は300万円の追加で滞納処分によ

るものであります。

2款5項1目滞納処分費は63万9,000円の追加で、公売5件の換価による受け入れであります。

続いて、市民課関係では、2款5項4目雑入は7万5,000円の追加で、防災ラジオ購入希望が50台追加されたため、その分の個人負担分として受け入れるものであります。

続いて、福祉事務所関係では、13款2項1目社会福祉費負担金は9万4,000円の追加で、入所者の増に伴うもの、同2節児童福祉費負担金は18万4,000円の追加で、収納率等の影響によるもの、15款1項1目国庫・社会福祉費負担金は746万3,000円の追加で、補正内容に記載のそれぞれの支援費を15款2項1目国庫・社会福祉費補助金から支援費制度により組み替えるものでございます。

6ページをお願いします。

15款1項1目国庫・児童扶養手当負担金は33万3,000円の減額で精算によるもの、同3節国庫・被用者児童手当負担金は138万円の追加で、対象児童数の増によるもの、同4節国庫・非被用者児童手当負担金の36万円の減額、同5節国庫・特例給付負担金の36万円の減額、同6節国庫・被用者小学校修了前特例給付負担金の293万6,000円の減額、同7節国庫・非被用者小学校修了前特例給付負担金の16万7,000円の減額は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

同8節国庫・児童福祉費負担金の81万9,000円の減額は補正内容記載のとおり、民間保育所の200万1,000円の減額は実績見込みによるもので、児童短期入所支援費118万2,000円の追加は、15款2項1目2節国庫・児童福祉費補助金との組み替えであります。

15款2項1目国庫・社会福祉費補助金は679万2,000円の減額で、このうち補正内容にあります身体障害者短期入所支援費の57万7,000円の減額以下746万3,000円の減額は、先ほど申し上げた支援費制度による国庫・社会福祉費負担金への組み替え、67万1,000円の追加は障害認定区分事務費の2分の1の補助であります。

同2節国庫・児童福祉費補助金は195万1,000円の減額で、このうち補正内容にありますとおり、児童短期入所支援費118万2,000円の減額は、支援費制度による15款1項1目8節の国庫・児童福祉費負担金への組み替え、母子家庭自立支援給付金支給事業費の76万9,000円の減額は実績に伴うものであります。

続いて、8ページをお願いします。

16款1項1目県費・社会福祉費負担金は1,519万5,000円の追加で、補正内容に記載のそれ

それぞれの支援費を支援費制度により 16款 2項 2目県費・社会福祉費補助金から組み替えるものであります。

同 2 節県費・被用者児童手当負担金は 17万 3,000円の追加で、実績見込みの増によるもの、同 3 節県費・非被用者児童手当負担金は 36万円の減額、同 4 節県費・被用者小学校修了前特例給付負担金は 293万 6,000円の減額、同 5 節県費・非被用者小学校修了前特例給付負担金は 16万 7,000円の減額で、それぞれ実績見込みによるものでございます。

同 6 節県費・児童福祉費負担金は 41万円の減額で、補正内容記載の民間保育所 100万 1,000円の減額は実績見込みによるもの、短期入所支援費は 59万 1,000円の追加で、16款 2項 2目 3節県費・児童福祉費補助金との組み替えであります。

16款 2項 2目 1節県費・社会福祉費補助金は 1,643万 1,000円の減額で、補正内容の重度心身障害児(者)医療費の1万円の追加は件数の増によるもの、身体障害者住宅改造費 36万 6,000円の減額は申請者の取り下げによるもの、次の身体障害者短期入所支援費から、10ページ精神障害者居宅介護支援費までのそれぞれの支援費の減額は、先ほど申し上げた 16款 1項 1目県費・社会福祉費負担金への組み替えによるもの、障害児(者)ライフサポート事業の6万 8,000円の減額は制度改正によるものでございます。

続いて、同 3 節県費・児童福祉費補助金は 175万 2,000円の減額で、それぞれ実績によるものであります。

2款 5項 3目民生費過年度収入は 60万 5,000円の追加で、身体障害児援護費国庫負担金や乳幼児医療費高額医療費等の過年度分を受け入れたものでございます。

続いて、健康増進課関係では、15款 2項 2目国庫・保健衛生費補助金は 400万円の追加で、後期高齢者医療制度創設準備費として受け入れるもので、先ほど繰越明許費で触れさせていただいた後期高齢者医療システム開発業務委託の補助金として、2款 5項 3目衛生費過年度収入は 63万 7,000円の追加で、平成 17年度保健事業費負担金の交付額の確定によるもの、21款 5項 4目健康診査徴収金は 15万円の減額で、検診未実施によるものであります。

続いて、産業振興課関係では、15款 1項 3目国庫・水産施設災害復旧費 負担金は 67万 7,000円の減額で、8月9日災の事業費の精算によるもの、1款 2項 1目その他不動産売却収入は 1万 3,000円の追加で、立ち木売り払い分収金であります。

続いて、観光交流課関係では、1款 2項 2目不動産売却収入は 51万 7,000円の追加で、新構想高校のための蓮台寺パークプール売却代として、2款 5項 4目蓮台寺パーク施設補償費受入金は 2,463万 2,000円の追加で、新構想高校の施設補償費として受け入れるものでありま

す。

続いて、12ページをお願いします。

建設課関係ですが、16款1項3目国庫・土木施設災害復旧費負担金は3,066万3,000円の減額で、補正内容欄記載のとおり道路橋梁災害、河川災害復旧事業費の精算によるもの、16款2項5目県費・住宅費補助金は14万7,000円の減額で、河内諏訪地区急傾斜地崩壊対策事業費の確定に伴うもの、16款3項4目県費・土木費委託金は35万2,000円の減額で、補正内容欄記載のそれぞれの業務委託費が単価変更や、業務の内容の変更により減額となったものでございます。

17款2項1目不動産売却収入は240万2,000円の追加で、法定外道路・水路部分と県有地との交換売却差金、18款1項3目住宅費寄附金は102万円の減額で、柿崎宮ノ背ほか5カ所の急傾斜地崩壊対策事業の事業費の確定に伴い受益者の寄附金が減額となったものでございます。

続いて、歳出でございますが、14ページをお開きください。

人件費関係を除く主なものは、企画財政課では、2款1項15目財政調整基金積立金は2,132万9,000円の追加で、歳入で申し上げた蓮台寺パーク施設売却及び補償分の2,980万9,000円のうち、同施設整備の起債元金繰上償還分848万円を控除した残金2,132万9,000円を積み立てるものであります。

2款9項1目の910番事業、電算処理総務事業は2,203万8,000円の追加は、補正内容欄記載のとおり、繰越明許で申し上げた後期高齢者医療システム開発業務委託として2,400万円の計上、次の電算システム保守委託79万円の減額、同使用料の116万円の減額、庁用備品の1万2,000円の減額は不用額、同91事業旧電算システム業務事業の59万4,000円の減額、同912事業旧電算システム処理事業の195万6,000円の減額は旧南伊豆総合計算センター閉鎖に伴う精算不用額であります。

同920事業ネットワーク推進事業12万4,000円の減額は不用額、同92事業行政情報化推進事業の21万5,000円の減額は電子申請システムの実施見直しによる不用額、16款1項1目起債元金償還事務は848万円の追加で、先ほど財政調整基金積立金のところでご説明申し上げた蓮台寺パーク施設整備の起債元金の繰上償還を実行したいというものであります。次の、16款1項1目予備費は6,424万4,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

続いて、総務課関係では、2款1項1目総務関係人件費は520万5,000円の追加で、退職手当組合特別負担金の増加分で532万5,000円が主なもの、同2目人事管理事務は60万円の追加

で、臨時職員社会保険料、同 3 目 140事業行政管理総務事務 4,000円の減額は、先ほど債務負担行為の変更で申し上げたプリンターリース料の確定によるもの、同 14事業例規関係事務は 113万 3,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり、例規追録印刷で 24万 9,000円、データベース化業務委託で 88万 4,000円であります。

2 款 1 項 6 目庁舎管理事業の 169万 9,000円の減額は、補正内容欄記載の不用額であります。

続いて、市民課関係では、8 款 1 項 1 目下田地区消防組合負担事務 266万 5,000円の減額は職員人件費減等に伴う負担金の減、同 2 目消防団活動推進事業は 52万 2,000円の追加で、小型ポンプ修繕料等であります。

続いて、16ページをお願いします。

福祉事務所関係では、3 款 1 項 2 目 105事業在宅身体障害者（児）援護事業は 53万円の減額で、歳入でも触れさせていただいた身障者住宅改造の取り下げで 55万円の減、重心医療費事務取扱手数料 2 万円の追加は件数の増によるもの。同 105事業は地域生活支援等事業 73万 9,000円の追加は、日常生活用具の事業費の増であります。

同 3 目 110事業知的障害者施設入所支援事業は 7 万円の追加で、平成 17年度分精算による国庫返還金、同 110事業在宅知的障害者（児）援護事業 135万 6,000円の減額は制度改正によるもの、同 4 目精神障害者援護事業の 27万円の減額から 3 款 3 項 2 目児童手当支給事業の 1,356万円の減額までは、それぞれの事業の実績見込みによる不用額であります。

3 款 3 項 4 目民間保育所事業は 51万 6,000円の減額で、補正内容欄記載の多様な保育推進事業補助金は 4 万 1,000円の増額で、対象事業の増によるもの、保育所運営費扶助費は 52万 7,000円の減額で保育単価の変更によるもの、3 款 3 項 6 目母子家庭等援護事業は 102万 4,000円の減額で、実績見込みによる不用額、3 款 4 項 1 目生活保護総務事務は 1 万 1,000円の追加で、平成 17年度事業費確定による国庫返還金であります。

続いて、健康増進課関係では、3 款 2 項 6 目指定介護予防支援事業の 276万円の減額、同 8 目ねんりんピック静岡 2006事業の 135万円の減額は、それぞれ実績による不用額、3 款 7 項 1 目国民健康保険会計繰出金は 350万円の追加で、後期高齢者医療システム改修の国保分のルール繰り出し、3 款 8 項 1 目介護保険会計繰出金は 25万 2,000円の追加で、介護予防の地域支援事業費ルール繰り出しであります。

続いて、18ページをお願いします。

4 款 1 項 2 目 202事業予防接種事業は 268万円の減額で、日本脳炎予防接種を控えたことによる不用額、同 202事業結核予防事業は 17万円の減額で、実績による不用額、4 款 1 項 5

目共立湊病院組合負担事務は 173万 6,000円の減額で、構成団体負担金の確定によるもの、4 款 2 項 1 目老人保健事業は 127万円の減額で、各種検診の実績による不用額であります。

続いて、産業振興課関係では、5 款 2 項 2 目市営分収林事業は 165万 9,000円の減額で、事業実績に伴う委託料の減額が主なもので、10款 1 項 4 目公共水産施設災害復旧 事業（8月9日災）は 106万 7,000円の減額で、事業費の確定に伴うものであります。

続いて、観光交流課関係では、6 款 2 項 2 目観光振興総務事務は 100万円の追加で、歴史的建造物修復事業補助金 1 件分であります。

続いて、建設課関係では、7 款 1 項 1 目土木総務事務は 2 万 4,000円の減額で、見積差金不用額、7 款 3 項 1 目河川維持 事業 6,000円の減額は委託業務単価変更による減額、7 款 4 項 1 目 5100事業港湾総務事務は 34万 6,000円の減額で、業務内容変更に伴う減額、同 5101事業県営港湾事業負担事務 1,170万円の減額、7 款 5 項 1 目伊豆縦貫道建設促進事業 98万 5,000円の減額、同 3 目県営街路事業負担事務 420万円の減額、同 4 目都市公園維持管理事業の 5 万 7,000円の減額は、それぞれ補正内容欄に記載の事業費の確定に伴う不用額であります。

7 款 6 項 1 目下水道繰出金は 30万円の追加で、下水道使用料の 調定減に伴う補てんとして、7 款 7 項 3 目急傾斜地対策事業の 236万 7,000円の減額から、20ページ 10款 2 項 4 目単独道路橋梁施設災害復旧事業（8月9日災）の 125万 2,000円の減額までは、それぞれ事業費の確定に伴うものであります。

続いて、学校教育課関係では、9 款 2 項 1 目小学校管理事業は 9 万 3,000円の減額で精算不用額、9 款 2 項 2 目小学校教育振興事業は 20万 3,000円の追加で、補正内容欄記載の 78万 5,000円はパソコン 90台分のリサイクル手数料、58万 2,000円の減額は小学校教育用パソコン 79台及び周辺機器の入札差金、9 款 3 項 1 目中学校管理事業 4 万 6,000円の減額から 10款 3 項 3 目単独幼稚園施設災害復旧事業（8月9日災）の 2,000円の減額は、それぞれ補正内容欄記載の事業費の確定によるものであります。

続いて、生涯学習課関係では、9 款 6 項 2 目吉佐美運動公園整備事業は 7 万 7,000円の減額で、防球ネット設置工事費確定に伴う不用額であります。

以上で、議第 8 号 平成 18年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第 9 号 平成 18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

補正予算書の 57ページをお開きください。

第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては説明資料にて説明させていただきますので、補正予算の概要の22ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項1目稲梓財産区財産管理事務は32万9,000円の追加で、稲梓の県行造林の立ち木を購入するもの、5款1項1目予備費は同額減額し、予算調整額であります。

以上で、議第9号平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わらせていただきます。

続いて、議第10号平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

補正予算書の65ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,254万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明させていただきます。

第2条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、68ページの第2表繰越明許費に記載のとおり、1款総務費1項総務管理費におきまして事業名国民健康保険総務事務のうち国民健康保険システム改修業務委託(後期高齢者医療制度改革分)600万円を年度内に完了する見込みがないため繰り越すものであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容についてご説明いたしますので、補正予算の概要の24ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款2項1目退職被保険者・介護納付金分現年課税分は230万円の減額で、調定見込額の見直しにより減額となるものであります。

3款2項3目後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金は250万円の追加で、後期高齢者医療制度創設準備のための補助金として受け入れるものであります。

8款1項1目一般会計繰入金(事務費等)は350万円の追加で、繰越明許で申し上げた国民健康保険システム改修業務委託600万円の事業費として、前出の3款国庫補助金250万円の残りの350万円を一般会計よりルール繰り入れするものであります。

10款3項5目雑入は385万2,000円の追加で、従来静岡県で実施していた高額医療費共同事

業が国の制度となり、従来のこの事業財源としての基金が不要となったため、拠出割合により構成団体へ返還するというもので、返還金として受け入れるものであります。

続いて、歳出でございますが、1款1項1目国民健康保険総務事務は726万円の追加で、補正内容記載のとおり国民健康保険システム改修の税法改正に基づく分は126万円、後期高齢者医療制度改革分は繰越明許となる600万円であります。

10款1項1目予備費は29万2,000円で、歳入歳出の調整額であります。

以上で、議第10号平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第11号平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,709万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明させていただきます。

第2条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の既定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、80ページの第2表繰越明許費に記載のとおり、1款総務費1項総務管理費におきまして、事業名介護保険電算システム整備事業のうち介護保険システム改修業務委託(後期高齢者医療制度改革分)で420万円を年度内に完了する見込みがないため繰り越すものであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、補正予算の概要の28ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、3款2項2目地域支援事業国庫交付金(介護予防事業)・現年度分は163万9,000円の減額で、事業費の減により減額となるものであります。

3款2項4目介護保険事業国庫補助金86万8,000円の追加は、補正内容記載のとおりシステム改修事業国庫補助金4万7,000円の減額は介護保険制度改革に伴うシステム改修確定分、一方、後期高齢者医療制度改革分は追加で9万5,000円であります。

4款1項2目支払基金交付金・地域支援事業支援交付金・現年度分は203万2,000円の減額から8款1項2目地域支援事業交付金一般会計繰入金(介護予防事業)・現年度分の82万円

の減額までは、介護予防事業費の減によるものであります。

8款1項4目一般会計繰入金（事務費等）は 333万 2,000円の追加で、そのうち 328万 5,000円は後期高齢者医療制度改革分、残り 4万 7,000円はその他のシステム改修事業に係るものであります。

8款2項1目介護給付費準備基金繰入金は 124万 5,000円の減額で、地域支援事業費の減に伴うものであります。

続いて、歳出であります。1款1項1目介護保険電算システム整備事業は 420万円の追加で、繰越明許でご説明申し上げた後期高齢者医療制度改革に伴うシステム改修業務委託で翌年度へ繰り越すものであります。

5款1項1目介護予防特定高齢者施策 事業費は 655万 6,000円の減額で、事業費減に伴う不用額であります。

以上で、議第 11号 平成 18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第 12号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 4号）についてご説明いたします。

補正予算書の 91ページをお開きください。

第 1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 448万 3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13億 9,483万 4,000円とするものでございます。

第 2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要にてご説明いたしますので、補正予算の概要の 28ページをお開きください。

まず、歳入であります。2款1項1目下水道使用料は 300万円の減額で、調定額の減見込みによるもの、5款1項1目一般会計繰入金は 300万円の追加で、使用料減額見込みに対応するもの、7款3項1目雑入は 453万 3,000円の減額で、幹線管渠及び枝線管渠築造上水道共同施行工事費の減に伴うもの、同 2節保険金受入金は 5万円の追加で、平成 16年度台風第 23号による建物被害の保険金を受け入れるものであります。

続いて、歳出であります。2款1項1目下水道幹線管渠築造事業は 58万 5,000円の減額、同 2目下水道 枝線管渠築造事業 394万 8,000円の減額は、幹線管渠及び枝線管渠築造共同施行事業費の減であります。

4款1項1目予備費は 5万円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第 8 号から議第 12 号までの 5 件の補正予算の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いいたします。

議第 13 号 平成 18 年度下田市水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、予算書の
1 ページをお開きください。

補正（第 3 号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきましては、収入で
水需要の低迷により営業収益の減額補正、また資本的収入及び支出におきましては、支出で
下水道工事との共同施行 工事の減額補正が主たるものでございます。

まず、1 条でございますが、平成 18 年度下田市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次
に定めるところによるものでございます。

第 2 条は業務の予定量でございますが、平成 18 年度下田市水道事業会計予 算第 2 条を次の
とおり補正するものといたしまして、第 2 号、年間総配水量 537 万 3,000 立方メートルを 534
万 3,000 立方メートルに、第 3 号、1 日平均配水量 1 万 4,721 立方メートルを 1 万 4,638 立方
メートルに、第 4 号、主要な建設改良事業、改良工事費 2 億 4,496 万 6,000 円を 2 億 4,043 万
3,000 円に改めるものでございます。

第 3 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条を次のとおり補正するものといた
しまして、収入で、第 1 款水道事業収益 500 万円を減額し 7 億 964 万 3,000 円に、内訳といた
しまして、第 1 項営業収益を同額減額し 7 億 779 万 1,000 円にするものです。

支出で、第 1 款水道事業費用 2 万 2,000 円を減額し 6 億 9,291 万 3,000 円に、その内訳とし
ましては、第 2 項営業外費用を同額減額し 1 億 5,546 万 5,000 円とするものでございます。

第 4 条、資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条本文括弧書 き中「不足する額 2 億
8,482 万 9,000 円」を「不足する額 2 億 8,091 万 5,000 円」に、「当年度分消費税及び地方消費
税資本的収支調整額 1,313 万 2,000 円」を「当年度分 消費税及び地方消費税資本的収支調整額
1,291 万 6,000 円」に、「減債積立金 5,242 万円」を「減債積立金 4,872 万 2,000 円」にそれぞ
れ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第 1 款資本的支出で 39 万 4,000 円を減額し 4 億 7,488 万 6,000 円に、
その内訳といたしまして、第 1 項建設改良費を 453 万 3,000 円減額し 3 億 440 万 5,000 円に、第
3 項国庫補助金返還金は 6 万 9,000 円を追加するものでございます。

次に、予算に関する説明で2ページをお願いいたします。

平成18年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして、第1款水道事業収益は500万円減額し7億964万3,000円に、内訳といたしまして、第1項営業収益を同額減額し7億779万1,000円に、内容といたしまして、1目給水収益を同額減額し6億9,406万8,000円に、これは給水収益の減少によるものでございます。

支出といたしまして、第1款水道事業費用は2万2,000円を減額し6億9,291万3,000円に、内訳としまして、第2項営業外費用2万2,000円の減額は消費税及び地方消費税の減額によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出で、第1款資本的支出は391万4,000円を減額し4億7,488万6,000円に、内訳といたしましては、第1項建設改良費を453万3,000円減額し3億440万5,000円に、内容として、1目改良工事費453万3,000円の減額は下水道工事との共同施行負担金の減額でございます。

第3項国庫補助金返還金1目国庫補助金返還金61万9,000円は消費税分を返還するものでございます。

4ページをお願いいたします。

平成18年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は462万5,000円減額し10億1,870万5,000円に、支払資金は391万4,000円を減額し9億4,138万6,000円となり、この結果、年度末における資金残高は7,731万9,000円を予定しているものでございます。

6ページをお願いいたします。

平成18年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定貸借対照表に、今回の補正第3号の補正予定額を増減したもので、6ページの末尾に記載してありますように、資産合計は6億1,830万6,000円となるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は6億1,830万6,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8ページをお願いいたします。

平成18年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億7,408万9,000円から2の営業費用5億1,978万7,000円を引きますと、営

業利益は1億5,430万2,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益184万6,000円から営業外費用1億4,452万6,000円を引きますと、マイナス1億4,268万円となり、この結果、計上利益は1,162万2,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を引きますと、当年度純利益は262万3,000円を予定しているものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第13号平成18年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(森 温繁君) 議第8号から議第13号までについて当局の説明は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

議長(森 温繁君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第8号から議第13号までについて当局の説明は終わっておりますので、これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第8号平成18年度下田市一般会計補正予算(第6号)に対する質疑を許します。10番。

10番(小林弘次君) 今回の補正予算、一般会計でございますが、恐らく議決に付される補正予算としては最後のものになるわけでございますが、1つは、先ほど申し上げましたけれども、蓮台寺のパークの処分と県教育委員会に対する売却、そして関連諸施設、子供プールその他の諸施設に対する補償費、こういったものが出ているわけでございますが、まずパークの売却については普通財産として処分するのか、それとも行政財産としたまま処分をするのか、これがまず第1点目でございます。

2点目は、50メートルのプールを500万円で県の教育委員会に売却するという、この500万円の積算の根拠はどの辺にあるのか、これが2点目でございます。

3点目は、子供プールあるいはその他の施設についての補償というのはどういう補償なのか。移転補償なのか、それとも立木の補償なのか、それとも何なのか、移転補償の種類並びに積算の根拠、これを3点目にお伺いします。

次に、今回の補正予算の最大の特徴は、後期高齢者の事務を静岡県下全市町村で設置する広域連合に事務を委託したわけでございます。ところが、この後期高齢者の広域連合に委託

した事務に関連して、それに対する基礎資料等の電算処理に今回 4,000万円近くの支出をしているという、この支出、この電算処理等についての具体的な内容についてお伺いします。

加えて、本来後期高齢者の新しく高齢者に対する保険事業というものは国の法律で決まったものであり、それに伴う準備にかかわる諸費用というのは一切国が負担すべきであると思いますが、国の補助金の基準というものはどういうものなのか、この点についてお伺いします。

次に、一般会計において退手組合に対する負担金、とりわけ特別負担金、優遇退職に係る負担金についての新たな負担が生じたのかどうなのか。それに伴う財源措置として市債に頼ろうとしているのかどうなのか、これについてでございます。

次に、今回のパークの処分によって得られたお金は繰り上げというか、市債の返還分を差し引きして大体下田市として使用できる、要するにそこから得られるお金というのは 2,000万円内外ということになりますが、それでいいのかどうなのか、この点をお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、蓮台寺パークの関係でございます。

行政財産として売り払います。

次に、500万円、プールの分の売却の部分ですけれども、これは県の方といろいろ協議いたしまして、50メートルプール及び、これは取得後改修して、今後も高校のプールとして使用する部分ということで、県の財産規則によりまして売買契約するということでございます。理由は県有財産の取得に該当するということでございます。

ついでに、管理棟等のほかの部分、後に撤去して一度更地にした上で弓道場、学校等の施設を設置する部分、これは土地収用法により補償契約とするという、理由としては物件補償に該当するということで、形式上は一度取得するけれども、撤去を前提にした取得で、県有財産の取得には該当しないために二本立てということにしております。それが補償の方の考え方でございます。

積算の根拠は、県の方の鑑定を出したということで、鑑定の結果の数字でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 今回、退職手当特別負担金ということで 535万 5,000円ほど予算計上させていただきました。9月の補正にて勸奨退職されます 25人の特別負担金ということで、1億 6,021万 3,000円ほど9月の補正の中で予算計上をさせていただきました。そのときの計

算方法でございましたが、構造改革を反映させた新退職手当条例の普通退職率で計算をしましたところ、退手組合の方からその計算では試算に間違いがあるという中で、新たに旧条例の普通退職率で試算するべきだという指摘を受けましたので、新たに試算をし直したところ、25人の勤奨退職を受けられるうち8人の方に計算間違いがございましたので、新たに今回補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 蓮台寺パークの処分の関係の、その後の歳入の処分の仕方についてのご質問でございますが、まず、歳入として計上してございます蓮台寺パークの施設の売却及び補償分の合計が約 2,980万 9,000円の予算、そのうち起債の元金償還分として 848万円を控除させていただいて、残りの 2,132万 9,000円を財調に積み立てるという形での予算計上となっております。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 後期高齢者の制度に絡んだ広域連合の電算システムでございます。これについては市町村でやるシステムと、それから国民健康保険でやるシステムと介護保険でやるシステムがございます。広域連合と通信を送ったり受けたりする絡みで、住基台帳、住民票を取り込んだり、それから税情報を取り込んだりというところは一般会計の方の2,400万円というところでやっております。

それから、国民健康保険の方では後期高齢者の方なのですが、これは 600万円のうちの250万円を国の補助でやろうと。それから介護保険について 420万円ですけれども、この91万5,000円を補助としてよこしますということで通知が来て おります。

これについては、平成20年度には特別徴収、要するにお金を皆さんの年金から特別徴収するということから、このシステムが必要になってくるということで、それに係る経費が約3,500万円ぐらいの全体のシステムでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 1つは、あれだけの利用価値のある施設を県に売却をして、現実を受け取るのは2,000万円だと、これでは議会が申し上げた子供プール等の代替の費用にもさらさらないという状況になっているわけですね。県は、50メートルのプールを取得して、高校のプールとして修理して利用できるという、物すごく利益があるわけですね。恐らく50

メートルのプールを新たにつくったとしたら数億円のお金がかかるだろうと、10億円近くかかると思うんです。これをわずか二、三千万円で手に入れる。県の言いなりになる、この行政の実態をどうも市民の立場からするとおかしいんじゃないのかなちょっと。県が得られる利益と下田市が失う利益と、そして県から受ける補償、この差がたった2,000万円だと。だれが見てもこんなばかげたことを、大切な市民の共有の施設の処分、これを認めていいのかどうなのか、大変な大問題だと思うんです。

そこで、これは私討論ではございませんから、質問でございますからお伺いしますが、まず500万円という値段の積算の根拠、これを明確にしてもらわないと、県の言いなりで、僕が言った数億円の利益に対して下田市はたった500万円だと、お前らにやるのはと。これでもって、はい恐れ入りましたと、議長さんやPTAや何かが行って、市長も行ってお願いしたけれど、これでいいですよと。こんなことになってはいけないんじゃないかと思うから、500万円の積算の根拠を明確にしてもらいたい。

なぜならば、私が先ほど廃止条例においてお話し申し上げましたが、平成8年、10年前に約7,500万円の巨額な投資をしております。恐らく大部分がプールの修理であるわけです。この時点で7,000万円余の修理をしている以上、最低5,000万円や6,000万円のこのプールに対する簿価というか、評価というのはあるべきだというふうに思うわけです、最低、私たち議会の側からすればですね。皆さんの側からすれば500万円の県の言うとおりだと。

そこで、そのことを類推するのに850万円の起債の残高が、それを返さなければならぬ。起債というのは、施設の対象年数に応じて起債の借入れ年度は決まってくるわけです。最低850万円の残債があるということは、850万円以上の値打ちがあるという、こういうことになるわけです。それが500万円だという、これは説明を聞いて私は大変体調悪くしておりますが、説明を聞いて、今聞いただけでも極めて矛盾が大きい。

そこで、再度申し上げますが、それらの要するに平成18年度に投資した7,500万円か8,500万円と思いましたが、7,500万円ですか、これの投資金額というものをどう評価するのか。修理費ですよ。市の場合には企業会計をとっていませんからあれですが、これを企業会計的に考えたならば、私は平成8年度ですから、最低5,000万円近くの現在の評価があつてしかるべきだと思います。そういうきちんとした積算をしたかどうか。だから、あえて500万円の積算の根拠というものを、県から言われましたから、はいそうですと。市長さん、こんな市は日本じゅうでないと思うんです。自分たちが投資し、残債が幾らあり、どうかという。当然、個人の財産を処分するにしてみても、古い建物であっても途中で7,000万円も8,000万

円も修理したと。そういうことを無視して売るなんてことは絶対はないわけですが、評価というのはないわけですが。

ですから、重ねて500万円の積算の根拠というものを明確にさせていただきたい。単に県から言われたから、はいそうですか、恐れ入りましたと、こういうわけには議会はいかないと思います。市長さんはそれでいいということになっているようですが、そうはいかない。そこで、私が今申し上げましたような、原価、簿価というふうなことを下田市としてはどのようにお考えになっているのか、この点について再度お伺いします。

次に、補償は土地収用法に基づいて補償をしたという、こういう感じですが、僕は空港の予定地に土地と立ち木を持っておりまして、収用委員会の審議にも加わりましたが、確かに収用委員会で収用する場合に、県が申し立てた収用裁決申し立てに基づいて補償される、あるいは買い取りがされるということになるわけですが、今回のこの子供プール等の補償というものは、補償基準等々と言いますが、移転補償なのか、それとも補償費をもらって立ち退き補償なのか、この点についてが明確になっていないんです。

ですから、単なる補償というのは、この建物を移転するための補償、あるいは更地にするためにそれを取り壊すというか、立ち退くための費用、いろいろあると思うんですよ。今回の補償基準、2,000万円何がしという補償の根拠というのはどういうものなのか。プールが幾らで、そして何が幾らでという詳細なものがあるはずなんです。したがって、私は今回、もし補償ということになるならば移転補償にすべきだと。議会の決議は、子供プールの代替をつくってくれと、県に。県がつくらないと言うなら、移転補償で下田市がつくるだけの原資を確保する、これが市民の立場だと思いますが、いかがでしょうか。したがって、この子供プール等の補償というものはどういう補償なのか、この詳細を明らかにさせていただきたいと思います。

次に、行政財産としての処分ということを申し上げましたが、行政財産の売却というふうなことが地方自治法上許されていないというのが私のこれまでの見解です。恐らく行政財産として処分するということは、地方自治法上できない、してはならない、こういうことになるとと思いますが、行政財産で処分するのに市長間違いございませんか。恐らく行政財産を勝手に処分するなんていうのは、日本じゅうの町で下田市だけになってしまうんじゃないかと思うからあえて聞きますが、市長、間違いはないかどうか。これが再質問です。

次に、後期高齢者のための電算システム、国保、介護、そして一般会計、三千五、六百万円出してやるんだと。ちょっとこれも広域連合の設立に当たって、そういうお話は余り聞い

ていないんですよ。そういう義務がかかるというようなことは。一般的には、それらの事務
その他は広域連合がそういうものを処理する。伊藤委員長がそれについての報告はしました
が、私はこれは疑問があるということで私たちは反対しました。

見たとおり、こんなことをやって、この先何千万円、何百万円、次々とそういうお金を 負
担する。しかも、電算処理は一部事務組合からいわゆる クライアントサーバー方式に移転し
て、民間は要するにアウトドア方式 になってしまった。彼らの言いなりになって、システム
の改修費用は取られるという、この一つの見本のようなものが生まれてきたと思います。

したがって、今後広域連合にかかわるこういったシステムの維持管理について、今回限り
で終わるのかどうなのか。これからも次々と人が変わり、制度が変わる、そのたびにそれら
のシステムの改修に多大な金の投資をしなければならない、こういうことになるのかどうな
のか。出発点でありますから、きちんとお伺いしておきたいと思います。

それと、もう一つは、国民健康保険と介護保険がどうして、それらのシステムを開発 する
義務があるのかどうなのか。これはちょっとおかしな話だと思うんです。いわゆる、後期高
齢者というのは 75歳以上の方たちが対象になるわけで、制度の内容は 75歳以上の人たちの医
療費をいわゆる県下全域の市町村が加盟する広域連合でその医療費の事務を行う。同時に、
75歳以上から総医療費の約 1 割の負担をしていただく、こういう新たな保険料を徴収する
という、こういう内容の制度になるわけなんです、このことについて、国民健康保険からも
75歳以上の世帯が外れる。

同時に、社会保険等加入者の中で扶養家族に 75歳以上の人たちが加わっていると、その人
たちは後期高齢者に移る。逆に、国民健康保険においても 75歳以上の世帯だけではなくて、
75歳以前の人たちが世帯の中で 75歳以上の高齢者が出た場合には、それは後期高齢者に移動
するという、極めて複雑な関係になってくると思うんです。

そういう点で、先ほどの繰り返しになりますが、私は今後類推するのに、このシステムの
開発、システムの維持に多額のお金がかかるということは見えているんですが、むしろ今回
のあれを三本立てでやるよりも、一般会計なら一般会 計で一括してこの処理ができないのか
どうなのか、これをお伺いするものでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、蓮台寺パークの関係ですが、まことに申しわけありま
せん。私の勘違いで、議決をいただくまでは行政財産でございますけれども、その後 は普通
財産に切りかえて売却するという、売却補償ということでございます。申しわけありま

せんでした。

〔「さっきは行政財産、今度は普通財産になるのですか」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） 切りかえて。現状と勘違いして、すみません。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） そうなります。総務課になります。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） ですから、補償の契約を結ぶときには普通財産となります。

それで、500万円の根拠ということでございますけれども、確かに県の方の鑑定で、こちらで鑑定したことはございません。そうではございますけれども、この蓮台寺パークは42年度の建設で、耐用年数も過ぎておりますし、市の方も今後また修繕をしようという、先ほど言ったように平成7年度、8年度に大修理をしているんですけれども、それから10年以上たっているということで、修理をするような状況が来ておりまして、その修理のおおよその見積もりをしましたところ、2,000万円から3,000万円かかるというような数字が出ておる状況でこの話が来まして、今後とも50メートルプールについては学校開放という形で、新高校が直したプールを使えるというような利点もございます。そういう意味で、この売買金額でこちらはよしとしようということでございます。

それから、収用法の関係ですけれども、これはこれでいっている物件補償ということでございまして、移転補償ではございません。施設を取り壊すので補償してくれということの考え方でございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 広域連合の絡んだ電算システムのプログラムについての変更は今後どういうふうになっていくかというようなご質問でございます。

これについては、まだ広域連合は出発したばかりでございまして、厚生省の法律が変わるたびに変わってくる、そのたびにプログラムを直すというふうに私は思います。電算というのはそういうものだと思っていますので。

それと、国保とか介護はどういう関係があるのかという話ですけれども、今後の関係ですけれども、介護が主になって国民健康保険とか後期高齢者のものを、特別徴収の基幹となるのが介護でやるというふうな形となっております。

というのは、介護をまず最優先して、例えば年金が 19万円 1年間に所得がない、19万円以上ある人は特別徴収になりますというふうな形になっているんですが、その2分の1、9万円、例えば合わせて9万円になってしまうと、それは普通徴収じゃないとだめですよとかというふうな形のままきておりますので、まず介護とか、国保とか、後期高齢者というのは合体していろいろな絡みが出てきます。ですから、まずその辺を仕分けするのが介護保険の中でやるというふうなことになります。

後は、平成 20年には国民健康保険も国保と、それから介護と、それから後期高齢者と三本柱で徴収するというかいただくような格好になりますので、その辺も全部合わせてこのシステムが連動してくる。税の情報もいれば、住基の情報もいればという格好でいろいろなものが絡んできます。ですから、3つのところが関係してくるわけです。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 課長さんね、総務課長さんでも、予算の立て方として、普通財産としての処分というのは、事業課で処分をするというのは聞いたことがないんですよ。それはなぜかといいますと、財産の管理というものを行っているのはどこなのか、市営財産を。したがって、当然私は今回のようなものについては、言わせてもらえば、廃止条例は今回出すならば、この廃止条例に基づいて普通財産となった蓮台寺パークそのものの売却については、それが総務課に移行すると。その上で正確な簿価、あるいは近隣との評価、こういったものを専門的に見知して、県と交渉する、県と価格を明確にする。

今までのお話によりますと、既に県と交渉しているということなんですが、これは財産の処分及び管理に関する条例や規則や、これまでの慣例に違反する行為ではないのか。違法な行為だと思います。既に、価格が決まっていると。行政財産を既に県に売るということを決めてかかっている、値段もちゃんと決まっているんだと。これは、不当に行政財産を処分してはならない、要するに、対価としてはならない、貸し付けてはならない、ましてや売却するなんて絶対にできない、この地方自治法上の厳しい規定を無視した行政執行だと思ふ。したがって、この際、私は無視した行政執行だと、不法な行政執行だと。

そこで、これは県との協議の全経過を示して、どういう県とのお約束になっているのかどうなのか。本来、県とのお約束はございませんと言うならば、これはある意味では筋が通る。もう既に 500万円で売ると、もう決まっているんだと、県の言うとおり。移転補償は 2,000万円ちょっとだと。これはいわゆる財産の処分等に関しての下田市の極めて誤りだと

いうふうに思うものでございます。

したがって、そういう結果になったら、先ほど言ったように、わずか 50メートルプールが 500万円だとか、単なる補償 だとか言うけれども、そこで初めて代替補償という、要するに代替補償、補償にはいろいろなものがあるわけです。例えば、立ち木がある。立ち木は立派な植木やその他は移転補償、要するに植えかえる費用として評価される。単なる立木の場合には、蓄積された立木の量によって立木としての値段として補償が出る。あるいは、補償も補償費の中で撤去する費用も含まれる場合もあるし、出てくる。

したがって、今回の補償は周辺の樹木、あるいは建物、あるいはプール、その他については下田市が移転補償の中に、取り壊してする費用なのか。取り壊す責任があるのかどうか。補償ということになりますと、自分で取り壊し撤去するということになるけれども、その辺はどうなるのか。ともかく、一番大事な県との協議というのはどうなっているのか。既に、契約は成り立っているのかどうなのか。あるいは、仮契約的なものがあるのかどうなのか、この点をお伺いします。

そして、総務課長さんにお伺いしたいが、普通財産としての管理を、総務課長として財政のこういう予算の立て方として、これは極めて異例な予算編成ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず、私の方の答えは、特に仮契約、契約等は一切しておりません、まだ。現状はそういう状態でございます。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） 契約はしてございません。

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） はい、そういう意味では、金額が合意していると言え ばしております。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） 公有財産の管理ということで、行政財産については担当部署、普通財産は総務課ということで、下田市公有 財産管理規則の中で運用をしております。

今回の件につきましては、蓮台寺 パークという一つの観光課にある行政財産の売却というか補償の手続でありますので、一番精通をしている観光課の職員、観光財産という中で手続をしていただきました。

当然、売却する段階になれば、普通財産に当然切りかえなければなりませんので、総務課の方でこれは契約する運びになろうかと思えます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 予算の編成に問題はないのかという、今言った答えが欠けたが。 総務課長。

総務課長（出野正徳君） 予算の組み立て方が今回観光予算ということなんですが、当然普通財産に切りかえて、普通財産で契約しますから、当然総務課の方で予算づけが必要ではないかということなんですが、確かにそうだと思いますが、今の段階ではまだ議会の皆さんの予算を審議している段階の中で、先ほども言いましたように、契約する段階のときには当然普通財産に切りかえて契約しなければなりませんので、今回まだ手続上でありますので、とりあえず観光予算の方へ位置づけさせていただいているということでございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 1時37分休憩

午後 1時44分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（出野正徳君） どうも貴重な時間を割いていただきましてありがとうございます。

先ほどの予算の位置づけなんですが、先ほど財政課長の方から補正予算の概要を説明いたしました。その10ページの中で観光交流課のところ蓮台寺パーク施設補償受入金という格好の中で事務手続、今まで観光行政財産という中でいろいろ精通をしているものですから、観光課の方で説明をさせていただきました。

しかし、皆様のお手元に配付してございます予算書の事項別明細の24、25ページの中で財産収入、財産売り払い収入、1目の不動産売り払い収入の1節で不動産売却収入の中で、ここで蓮台寺パーク、施設売却ということで、ここには観光財産という格好にうたってございませんので、当然予算措置については、これは総務課の方で契約をいたします。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） おおよそ 500万円の根拠でございますけれども、これは県が決めたわけではございませんで、鑑定士を入れて県からの打診があって、そういうことで決定したものでございまして、これだけ修繕にかかっておりますけれども、それだけ修繕にかかる施設にもう老朽化しているということも考えの中に入れて、この数字で一応売却しようということでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 今のお話でますます形式的な矛盾が激化するわけです。総務課長さんは、普通財産に切りかえて、これから県と交渉して契約を結びますよと、こういう答弁をされているわけです。観光課長さんは、県が 500万円と言ったから 500万円ですよと、こう言っているわけなんですけど、極めてこれは事後同着というんでしょうか、こういうのを。総務課長さんは普通財産として自分のところで受け入れて、県と交渉し決めますと。観光課長さんはもう既に県が鑑定士を入れて、おれらが何を言おうが 500万円だと言うから 500万円で売りますよと。

これは何を意味するかというと、既に行政財産としての廃棄の処分、普通財産としての事務手続を行わないまま、行政財産を違法にも処分をしているという、この違法の実態を明らかにしているということですよ。そうじゃないですか。その点について僕は言っているんです。行政財産を不法にこれを売買し、売買の約束をしている。きちんとした手続を経ないまま、先ほどから言っているように、処分をしようとするならば、蓮台寺パークの設置の条例の廃止をする。廃止した後、行政財産から普通財産にする切りかえについての事務手続をきちんとする。告示をし、明確にする。市民の前にも明らかにする。その上で、普通財産となった上で売却の相手方である県と普通財産に対する評価、こちらの評価、県の言い分等々を含めて処分価格が決まる。これが市民の大切な財産を預かっている市長の財産管理の最大の責任なんですよ。

そういう手続を無視して、県と勝手に、県の言いなりになって処分すると・これは極めて違法性の高い処分です。手続上極めて違法な処分ですよ。どう思いますか、皆さん。監査委員がいたら監査委員さんに来ていただいて、おれの言っているのが間違いかどうか鑑定していただきたいと思うんですよ、答弁できないなら。自分たちがやっていて、これはいいよなんていう客観性のない答弁をしてもしょうがないんですよ。そういう意味では、きちんとし

た市に監査委員がいますから、監査委員の答弁もいただきたいと思います、そういう点について。事務局長が答えられるなら、それでも結構です。そういうものじゃないですか、皆さん、財産の処分に当たって。

普通財産に切りかえて、そしてかかる事情で普通財産に切りかえましたというきちんとした手続を行う。そして、その上で、本来ならば競争入札という格好で入札する。しかし、今回の場合には相手が県ということで随意契約で処分を行う。随意契約で行うについても、地方自治法の規定に基づいた随意契約を行う。売買価格についてはきちんとした評価等々、こちらもちんちんとして、その上で対等、平等な立場で処分する。これが原則です。

先ほどからお話に出ているとおり、県とも既に長年にわたってあれして、議長さんものこの出かけていって、売るとか売らないとかというお話に乗ったということですが、その上で2,000万円とか500万円とか決めてかかっている。こういうことが財産の処分についての違法行為だと言っているわけです。私は極めて大事なことを言っているんですよ。違法行為ではないということ、あなた方が言ったから違法行為じゃないということにならないんです。客観的にそうだということになるわけです。僕も議員としてバッジをすぐ外さなければならぬ。しかし、この点はきちんとしていかなければならぬです。

ですから、私もいい加減なことを言っているわけではなくて、審議の経過の中で明らかになった事態を言っているわけです。その点についていかなものですか。ちゃんときちんとしていただかなければならぬと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） この廃止条例を出したということで提案いたしております。その場合、予算が伴わないわけにはいかないということで、同時提出 ということで、今まで慣例としてきたと思います。それで予算の目安をつけなければならぬということでございまして……

〔発言する者あり〕

観光交流課長（藤井恵司君） 予算としてこちらは出しました。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今回の事例は、小林議員も何度も言っていますように、県と下田市との信頼の中で交渉を進めていく。交渉ができないうちに議会へいろいろなことを提案する、これもまた大変危険なことだということで、誠意を持って信頼関係の中で交渉をしてきたという経過はあろうかと思えます。当然に、これは統合高校という大きなプロジェクトの中で

の話でございまして、我々も本来ならばという思いはありましたが、いろいろな方々からの意見や要望もありまして進めてきた結果のものでございます。

例えば、よく小林議員とも大分昔ですが議論をしたことがございます。県の発注する事業につきまして下田市が負担金を支払う場合、それはどういう確認をしているのかということの議論をした記憶を今持っておりますけれども、これはやはり県が施行するということは、県と市の関連の中で県を信頼して、それに基づく負担金を払うという形で今までも理解をいただいております。当然に、その事業が終わったときには、県からこういう事業を行ったという報告はございます。そういうことでの合意の中での負担金計上等々でございました。

それとあわせて、今回もそういう形の中で、先ほど観光課長が申したように、県がしっかりと資格を持った不動産鑑定を入れまして積算した結果、今までの投資額も含めて耐用年数、減価償却、そういうものを全体的に把握した積算の数値がこういうことではございました。小林議員の言われるとおり、本来普通財産にして交渉すべきだということは理論的にはわかりませんが、これはまだどうなるかもわからない中で行政財産として置いておいて交渉をし、こういう形で合意ができた段階で議員の皆さんの理解をいただくという形の提案でございますので、これはそういう手法もあるということでぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） ご理解をと言いますが、私はこれを皆さん方も、誤解しているような感じなのは、要するに予算を伴う案件については同時提案が原則だということは間違いのないけれども、廃止条例に伴って、その処分についての議案を同時に提案しなければならぬというのが、これは同時提案の原則の範囲内ではないということは、行政財産を処分したからといって、直ちにその財産をことごとく処分しなければならないという義務規定はない。したがって、処分したからといってそれを売らなくて、そのままの用地なり施設は市の普通財産として維持管理されるという、こういうケースだっていっぱいあるわけです。したがって、だから同時提案という議論は絶対ないわけです。

もう一つの、私はですから市の方で500万円というものが、あるいは2,000万円というものが、先ほどから言っているように対等・平等の立場でこれが評価されたとは思えないわけです。先ほどから助役さん言っているように、県は県教育委員会はあるだけの50メートルの公認プールを500万円ですべて手にできる。つくれば恐らく数億円かかるだろう。下田市は夏季の2

か月間、子供たちが本当に利用したプールを失う。その代 価がいかにも県の言いなりになって行っているふうに見えないでしょうか。したがって、財産処分の原則を私は言っているわけです。

すなわち、普通財産として管理を移し、そしてその処分に当たっては、これを理論的に言えば、処分に当たってはきちんと専門的 な立場からも明確にして、そして県と交渉する。したがって、この論点からいくなれば、これを整合性を求めるとするならば、予算措置だけは外して、今回の予算は補正予算の金額、プール関係の予算は外して、来年度当初予算に組み入れるか、あるいは来年度の補正予算で処理するか、これ以外に石井市長の違法性をあれする道はないわけです。ですから、それをおやりになったらどうかと私は思うんです。

要するに、そうすることによって、3月議会で蓮台寺パークの廃止が決まったと、そして施設そのものは行政財産でなくなったと、その手続が全部完了し たと、その上で県との金額、引き渡しの方法、時期、その他を協議して処分する。その予算は当初予算なり、すなわち平成 19年度予算で処理する。これが、 整合性を持った処理の仕方なんです。そうすることによって、500万円だとか 200万円とか、何か今までの経過を聞いてみると、だれかが行 って決めてきたとか、決めてこなかったとかという、おかしい決め方で決められてきた、こういうものに対する不識になるわけです。

どんなものでしょうか、市長さん、この際、この蓮台寺パークの売却の予算は、補正予算は割愛して、カットして、平成 19年度、私は出ないからほかの人たちでひとつ、皆さんで慎重に審議してもらって、きちんとした市民の納得のいくような形での処分を行う。その上で、そこから得られたお金で子供プール等を建設するというを同時提案するというのが一番いい方法なんです。どうですか、いかがでしょうか、そういうことおやりになっては。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 2時 0分休憩

午後 2時 45分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） 再三の休憩をとっていただきましてまことに申しわけございません。

小林議員のいろいろな意見等々を尊重いたすとともに、やはり県との信頼関係にも理解を

いただきまして、早急に今小林議員言われているような簿価並びに 500万円前後の金額の積算の根拠を委員会に間に合うように作成いたしまして、また収集いたしまして提出をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 8 号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第 9 号 平成 18 年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 2 号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 9 号議案は総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第 10 号 平成 18 年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を許します。

10 番。

10 番（小林弘次君） 恐らく、国保事業も国保会計も最終補正に近いものであらうと思いますが、この補正に隠されているものは、平成 18 年度の国保会計の収支の状況が比較的に見えにくいわけなんです。大幅に見ますのに、先年 9,000 万円の繰越金を生じた。今年度も 1 億円近くの繰り越しを生ずる実態にあるかどうか、この点だけお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 今のところ 1 億円ぐらいを予想しています。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 10 号議案は厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第 11 号 平成 18 年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 介護保険料が、平均的なところで 2,600円から月額 3,200円に引き上げられた。その時に、私たち土屋誠司さん、増田榮策さん、沢登英信さん、4人でこの引き上げについては3カ年の介護の総費用の積算の見積もりが極めて、要するに過大な見積もりではなかろうかと、そういうことで少なくとも引き上げを最低しなくても済むのではないかとということと、その上でなおかつ安全なラインとして 2,800円程度で済むのではないかとということで、介護保険料の引き上げに関して 議員提案で対案を出して提案してやったわけですが、大方の人たちは当局提案に賛同したわけです。

そこで、1年目が終わろうとしている。果たして、今回の最終補正で 3,200円でどの程度の取り過ぎになっているのか。これから3カ年ほぼ平成 18年度、19、20ほどにあと残された2カ年というのはそう大幅に介護保険の保険者負担分の費用が増えるとは思えないわけです。18年度が横並びにいくと見ていいと思うんです。そうしますと、これまた巨額の介護保険の基金、要するに取り過ぎたお金は基金に積み立てるということになるわけですが、平成 18年度の最終的な、要するに介護費用に対する保険料の取り過ぎの見通し、そして3カ年の今後の見通しというのはどうなるでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 3カ年の計画で、18年度は大体 18億円超える金額が予算化されておりまして、今、給付費の方、ほとんどが給付費ですから、18億円で大体見ました給付費を、そして今現在 15億何千万円という金額になるのではないかとというふうに思っています。まだあと2カ月給付、払う分がありますので何とも言えませんけれども、その実績、15億円ぐらいでやりますと、計画時に比べて 84%ぐらいというふうに見ています。

過去もずっと対計画費が 86とか、例えば 15年度は 86とか、16年度は 88.6とか、17年度が 87.4 18年度が八十四、五ぐらいの見通しでございます。非常に計画と実績、実際の部分が介護保険の場合は難しいというか、計画の方が先行しまして、いついつまでにつくらなければならないという部分と、後から国とか何かが3月で報酬単価とかを決めてきたりとか、そういう計画を組んだ後に実際の施設が変更したりとか、そういう部分が出てきます。

そうすると、一番お金がかかるのが施設でございまして、大体施設に1人入所しますと 350万円とか 400万円とかというぐらいのお金がかかるのではないかと。今 200人ぐらいいらっしゃいますので 8億円ぐらい、8億円と 8億円で 16億円、大体そんなところではないかと。5対5ぐらいで今は推移していますので、施設に入る人をなるべく居宅の方へ持っていくと

いう形で、今一生懸命やっています。施設もそんなに増えていないものですから、上野山の老健施設が18年度はできたということで、ちょっと多めに見たところがあるのかもしれませんが、実態はそういうような八十四、五のところではあります。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 八十四、五、恐らく私3カ年の介護の総費用が45億円か46億円ぐらいではなかろうかというふうに思うわけなんです、それに相応した介護保険料は恐らく二千七、八百円で済むという、こういうことになるのではないかと思います、現在の、課長さん、介護保険の給付費の実態から見て、3カ年の実態から見て、介護保険料を3,200円ということからすると、かなり大幅な負担をお願いしているという、こういう実態にあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 現在の実績と比べますと3,200円というのは高かったかなというふうに思います。ですから、3,000円ぐらいかなというような、まあ、2,900円というのは……

〔「それでやってください」と呼ぶ者あり〕

健康増進課長（河井文博君） その辺はあれですけども、3年を見込んでやっておりますので、下田市が一番県下で3,200円というのは低いんです、市ではね、町では3,000円ぐらいのところがありますけれども、3,200円は一応ボーダーラインですので、ぜひこの辺を小林さんご理解の上お願いします。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第12号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第12号議案は建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第13号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許し

ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 13号議案は建設経済常任委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日8日は、それぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は9日午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、これより農業委員会委員の推薦のための選考委員会を開催していただきたいと思っておりますので、選考委員の方々は第1委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 2時55分散会